

その通販サイト、本物ですか？

インターネットで格安の商品を見つけて注文したが、「商品が届かない」「ニセモノが届いた」など、「偽通販サイト」に関する相談が寄せられています。

偽サイトを見分けるポイント

The screenshot shows a website with the URL <http://www.○△□-shop.top>. The page features a vacuum cleaner advertisement with the text: **〇〇〇ショップ 期末セール実施中**, **△△社コードレス掃除機 AB-H22**, **50,000円 ⇒ 10,000円**, **80%OFF!**, and **在庫あり 購入する**. Callouts highlight several suspicious elements:




- URL の表記がおかしい (正規サイトのものと少しだけ異なるなど)
- 販売価格が大幅に値引きされている
- 日本語が不自然
- 銀行振込の前払いのみ、クレジットカード決済のみなど、支払方法が限定されている

住所が番地まで記載されていない、連絡方法がEメールだけしかない


- 少しでもあやしいと感じたら、購入しない！
- 公式サイトで偽サイトに関する注意喚起がないか確認！
- もし偽サイトに注文したことに気づいたら、支払い方法に応じて素早く対処！

偽サイトの特徴とトラブル対処法

国民生活センター発表資料より

支払い方法	クレジットカード 	銀行口座等への前払い 	代金引換サービス 
特徴	・ 不正利用のおそれあり	・ 振込先の銀行口座が個人名義、外国人名義	・ 宅配業者等からの返金は困難 ・ 送付状に発送代行業者が記載されている
注文商品	・ 届かない ・ 外国からアクセサリ等が届くケースあり	・ 届かない	・ 宅配業者に代金を支払って商品を受け取る ・ 届く商品は偽物
対処法	・ すぐにクレジットカード会社に連絡 ・ 利用明細を定期的に確認 (不正利用の被害を早期に把握)	・ すぐに振込先金融機関の窓口へ連絡し、振り込め詐欺救済法による救済を求める ・ 最寄りの警察に被害を届け出る	・ 注文直後の場合 電子メールでキャンセル連絡 ・ 支払い前の場合 送り状の「依頼人」が販売業者と違う場合は受け取り拒否など

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

裏面もあります 

「消費者が意見を伝える」際のポイント

購入した商品やサービスに問題があるとき、消費者が事業者に対し自らの意見を正しく冷静に伝えることは、商品やサービスの改善につながる重要な行動です。意見を伝える際には、事業者やその従業員にもお互いに「人」として尊重しあう気持ちを大切にしましょう。過大な要求や暴言等の行き過ぎた言動は、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。



自立した消費者として意見を伝える際の3つのポイント

ポイント1

ひと呼吸、おきましょう！

怒りに任せた発言は逆効果です。いったん冷静になってから伝えましょう。



ポイント2

言いたいことを「明確に」、理由は「丁寧に」伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのかなど、伝えたいことを整理して話しましょう。また、その理由を分かりやすく伝えることも大切です。

ポイント3

事業者の説明もよく聞きましょう！

一方的に主張するだけでなく、事業者の説明もよく聞きましょう。上手なコミュニケーションが問題解決への糸口になります。



消費者庁「消費者が意見を伝える」際のポイント」より

弁護士または司法書士による**多重債務相談会** 毎週水曜日開催 事前にお電話ください

消費生活相談

多重債務相談

出前講座
くらしの講座

相談方法：電話
来所（要予約）*まずはお電話ください
相談時間：9：00～16：30
（土・日・祝日・年末年始 休み）
相談電話：0258-32-0022



長岡市消費生活センター

〒940-0062 長岡市大手通2-2-6
ながおか市民センター2階

電話（講座申込など）：0258-32-0082
FAX：0258-39-5050

専用駐車場はありません。
長岡市提携駐車場をご利用ください。
ご相談の場合は無料処理いたします。

★消費者ホットライン 電話188（局番なし）